

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和3年9月22日

依頼者名	白糠町長 棚野孝夫様				
分析試料名及び採取場所等	茶路系統 原水 茶路浄水場一試験室				
分析受付日	令和3年9月7日				
採取時刻	15:13	水温(℃)	15.0	残留塩素濃度(mg/L)	-

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

建築物飲料水水質検査業登録 北海道29水第1号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	1	100
2	大腸菌	検出	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0002未満	0.003
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	0.0005
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.01
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.01
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.0003	0.01
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	0.02
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	0.01
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.47	10
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.09	0.8
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.03	1.0
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	0.002
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.0005未満	0.05
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0004未満	0.04
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.0002未満	0.02
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.01
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.01
20	ベンゼン (mg/L)	0.0002未満	0.01
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.025	1.0
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.021	0.2
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.032	0.3
35	銅及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	1.0
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	9.4	200
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.0025	0.05
38	塩化物イオン (mg/L)	2.9	200
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	67	300
40	蒸発残留物 (mg/L)	110	500
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和3年9月22日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び 採取場所等	茶路系統 原水 茶路浄水場一試験室				
分析受付日	令和3年9月7日				
採取時刻	15:13	水温(℃)	15.0	残留塩素濃度 (mg/L)	-

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

建築物飲料水水質検査業登録 北海道29水第1号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
42	ジェオスミン (mg/L)	0.000001未満	0.00001
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.000001未満	0.00001
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.005未満	0.02
45	フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	0.005
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	1.5	3
47	pH値	7.9(23℃)	5.8~8.6
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	3.8	5
51	濁度 (度)	0.8	2
-	大腸菌 (MPN/100mL)	11	-

試料採取者	当社	採水者氏名	神谷 雄一郎
分析 方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

上記の検査項目12, 33, 34については基準値の1/10を、39, 40については基準値の1/5を超過してい

検査期間：令和3年9月7日～令和3年9月22日